

第 1 期矢吹町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
矢吹町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

福島県教育委員会が策定した「教職員働き方改革アクションプラン（以下、アクションプラン）」（令和6年2月21日）及び国の指針に基づき、本町における教育職員の業務量管理と健康確保を推進する。

教職員が長時間の勤務によって、心身の健康に不安を感じながら、負担感や疲労感を抱えたまま授業等で指導をしなければならない状況は、教育の質を低下させ、子どもたちにも悪影響を及ぼすことになりかねないことから、教職員が主体的に研鑽を重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることができることを目指す。

(2) 本町の現状

本町では、アクションプランで示された方針に沿って、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の小学校の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月36時間	22%	00%

【令和6年度の中学校の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
中学校	月55時間	53%	17%

令和6年度の小中学校の時間外在校等時間は、校務運営システムの管理上、土・日のすべての部活動時間等が含まれていなかった。そのため、令和7年12月に校務運営システムの管理方法を変更し、土・日の部活動等の時間も正確に反映できるようにした。そのため、特に中学校においては、教職員の時間外在校時間等が増加すると考えられる。

上記のように、時間外在校時間等時間は、小中学校を比較すると45時間を超える割合が中学校で53%と小学校の倍以上となっている。このことは、教職員の中心的業務である授業以外の業務（特に中学校の部活動）の負担が大きくなっているた

めと考えられる。このことから、授業以外の業務の精選を図ることにより、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要な現状にある。また、小中学校ともに教頭の45時間を超える割合は100%となっており、このことも大きな課題である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする【13日】
- ・男性職員の育児関連休暇取得対象者の取得率を30%以上にする

【対象者の100%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和9年度

*第3次矢吹町教育大綱の計画期間（令和6年度～令和9年度）に合わせることにし、次回更新時は、次期矢吹町教育大綱と同期間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

- ・教育委員会並びに町担当部局からのHPなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・夏祭り等における放課後から夜間における見回りについては、保護者の責任のもとでの児童生徒の外出であることから、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、第2期計画期間内に予算を用途に公会計化を目指す。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和8年度中に、町部局と連携し苦情等に直接対応する相談窓口で受付する内容の検討を行い設置に向けた準備を進める。また、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、本町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減できるように検討する。
- ・矢吹町の学校事務の共同・連携の組織の課題として調査・統計等への回答を取り上げ事務負担の軽減を推進する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校の体育館の地域開放管理業務について、教育委員会において管理する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和11年度中に、休日の全ての部活動の地域展開を実現することを目指す。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充等を随時進める。
- ・休日の全ての部活動の地域展開を進めるとともに、地域クラブの設立を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・スクールサポートスタッフの利活用を促進する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を中学校においては100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員等の専門的な人材を学校へ派遣する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・教育委員会並びに町内各学校で「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト（学校設置者向け・学校向け）」を実施し、デジタル技術の活用状況を学校間で共有し、業務の効率化を図る。
- ・保護者の周知勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和9年度中から段階的に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に1週間程度の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制の導入について検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、矢吹町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

